# 種苗法の一部を改正する法律案参照条文目次

$\circ$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	$\circ$
〇 花きの振興に関する法律(平成二十六年法律第百二号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)	〇 米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号)(抄)・	〇 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○ 行政手続法(平成五年法律第八十八号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇 種苗法(平成十年法律第八十三号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
•	•	物の利用促	(抄)		九十二号)(	•	•	•	•	•
	• • • • • •			法律第四	(抄)				•	
	•	(平成二十二年	•		•	•	•	•	·	•
	•	-法律第六十七			•					
	•	号) (抄)			•			•		•
• 20	• 19	• 18	• 17	• 17	• 16	• 14	• 14	• 14	• 12	1

## $\bigcirc$ 平 成十年法律第八十三号)

目 次

総則

品種登録制度

第一節 品種登録及び品種登録 願(第三条—第十二条

第二節 出願公表(第十三条・第十四条)

第三節 審查 (第十五条—第十八条)

第四節 育成者権(第十九条—第三十二条

第五節 権利侵害 (第三十三条—第四十四条)

第六節 品種登録の維持及び取消し(第四十五条 -第四十

第七節 雑則 (第五十条—第五十七条)

第三章 指定種苗 (第五十八条—第六十六条)

第四章 罰則(第六十七条—第七十五条)

附則

(品種登録の要件

継人(以下「育成者」という。)は、その品種についての登録(以下「品種登録」という。)を受けることができる。完三条 次に掲げる要件を備えた品種の育成(人為的変異又は自然的変異に係る特性を固定し又は検定することをいう。以下同じ。 )をした者又はその 承

三 繰り返し繁殖させた後においても特性の全部が変化しないこと。 二 同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが特性の全部において十分に類似していること。 品種登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別されること。

2 品種登録出願又は外国に対する品種登録出願に相当する出願に係る品種につき品種の育成に関する保護が認めら

れた場合に

は、

その

品

種 は

出

時に

おいて公然知られた品種に該当するに至ったものとみなす。

第四 一 一の出願品種につき一でないとき。『四条 品種登録は、品種登録出願に係る 登録出願に係る品 種 (以下「出願品種」という。)の名称が次の各号のいずれかに該当する場合には、受けることができない。

二 出願品種の種苗に係る登録商標又は当該種苗と類似の商品に係る登録商標と同一又は 類似のものであるとき

出願品種の種苗又は当該種苗と類似の商品に関する役務に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。

2 品種登録は、 願品種に関し誤認を生じ、又はその識別に関し混同を生ずるおそれがあるものであるとき(前二号に掲げる場合を除く。)。 出願品種の種苗又は収穫物が、 日本国内において品種登録出願の日から一年さかのぼった日前に、外国において当該品 種 登録出 願 0 日

カン

てい 合は、この限りでない。 た場合には、 (永年性植物として農林水産省令で定める農林水産植物の種類に属する品種にあっては、六年)さかのぼった日前に、それぞれ業として譲渡され 受けることができない。ただし、 その譲渡が、 試験若しくは研究のためのものである場合又は育成者の意に反してされたものである場

第五 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所(品種登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、品種登録出願) 次に掲げる事項を記載した願書を農林水産大臣に提出し なけ

- 出願品種の属する農林水産植物の 種 類
- 出願品種の名称
- 五 四 出願品種の育成をした者の氏名及び住所又は居
- 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項
- 2 前項の願書には、 農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した説明書及び出願品種 の植物体の写真を添付 なけ ばな
- 3 育成者が二人以上あるときは、 これらの者が共同して品種 登録出願をしなけ ればなら ない。

第六条 出願者は、一件につき四万七千二百円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の出願料を納付しなければならない。

- 行うものとして政令で定めるものを含む。次項、 前 項の規定は、 出願者が国(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一 国と国以外の者が共同して品種登録出願をする場合であって、品種登録により発生することとなる育成者権につい定めるものを含む。次項、第四十五条第二項及び第三項並びに第五十四条第二項において同じ。)であるときは、 項に規定する独立行政法人のうち品種の育成に関する業務 適用しな を
- 3 あるときは、 一付しなければならない。 第一項の出願料は、 同項の規定にかかわらず、同項の農林水産省令で定める出願料の額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、 品種登録により発生することとなる育成者権について持分の定めが 国以外の者がその額を
- 項の規定により算定した出 願料の額に十円未満 の端数があるときは、 その端数は、 切 り捨てる。

### 務育成品 種

者等の職務に属する品種(以下「職務育成品種」という。)である場合を除き、あらかじめ使用者等が品種登録出願をすること、 がその性質上使用者、 権 従業者、 を設定することを定めた契約、 の出願者の名義を使用者等に変更すること又は従業者等が品種登録を受けた場合には使用者等に育成者権を承継させ若しくは使用者等の 6.用者、法人又は国若しくは地方公共団体(以下「使用者等」という。)の業務の範囲に属し、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員(以下「従業者等」という。 勤務規則その他の定めの条項は、 無効とする。 (以下「従業者等」という。) が育成をした品種については、 4権を承継させ若しくは使用者等のため専用登録出願をすること、従業者等がした品種登かつ、その育成をするに至った行為が従業) が育成をした品種については、その育成

- 2 貢献した程度を考慮して定められる対価の支払を請求することができる。 を設定したときは、 者の名義を使用者等に変更したとき、 従業者等は、 契約、 使用者等に対し、その職務育成品種により使用者等が受けるべき利益の額及びその職務育成品種の育成がされるについて使用 勤務規則その他の定めにより、 又は従業者等が品種登録を受けた場合において使用者等に育成者権を承継させ若しくは使用者等のため専用 職務育成品種について、使用者等が品種登録出願をしたとき、従業者等がした品 種 登 願 者等 利用  $\mathcal{O}$ 出 権 願
- 3 使用者等又はその一般承継人は、従業者等又はその承継人が職務育成品種について品種登録を受けたときは、 その育成者権について通常利用権を有す

#### (先願

第九条 同一 0) 品 種又は特性により明確 に区別されない品種について二以 上の品種登録出願があったときは、 最先の出願者に限り、 品種登録を受けること

### 2 · 3 (略)

## (外国人の権利の享有)

に関する権利を享有することができない。 日本国内に住所及び居所 (法人にあっては、 営業所) を有し ない外国人は、 次の各号のいず れ かに 該当する場合を除き、 育成者

- 以下「締約国」という。)又は同条約を締結している政府間機関 三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約を締結している国( その者の属する国又はその者が住所若しくは居所 (法人にあっては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日、 (以下 「政府間機関」という。 )の構成国 (以 下 締締 約国等」と総称する。 千九百七十八年十月二十
- 一 その者の属する国又はその者が住所若しくは居所 き品種の育成に関する保護を認める場合(前号に掲げる場合を除く。) より日本国がその国との関係において同条約を適用することとされている国を含む。 十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約を締結している国(同条約第三十四条②の規定にその者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあっては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二 以下「同盟国」という。)であり、 かつ、その者の出願品 1種につ
- その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認める国を含む。)であり、 その者の属する国が、 種の育成に関する保護を認める場合 日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認める国(その国の国民に対し日本国 (前二号に掲げる場合を除く。) カュ つ、 その者の 出 |が育成 品 つき 者

### (優先権)

第十一条 締約国、 次の各号に掲げる者は、 政府間機関又は同盟国に対する品種登録出願に相当する出願(以下「締約国出願」と総称する。)をした者又はその承継人(日本国民、締 当該各号に定める場合には、 当該出願 の時に、農林水産省令で定めるところにより、 優先権を主張することができる。

という。)に対する品種登録出願に相当する出願(以下「特定国出願」という。)をした者又はその承継人(日本国民又は当該特定国に属する者に限 約国等若しくは 前条第三号に規定する国であって日本国民に対し日本国と同一の条件により優先権の主張を認めるもの(締約国及び同盟国を除く。 [出願のうち最先の出願をした日(以下「締約国出願日」という。 特定国出願のうち最先の出願(当該特定国に属する者にあっては、当該特定国出願)をした日(以下「特定国出願日」という。)の翌日から 同盟国に属する者又は日 本国、 (約国等若しくは同盟国に住所若しくは )の翌日から一年以内に当該締約国出願に係る品種につき品種登録出願をする場合 居所 (法人にあっては、営業所) を有する者に限 以下「特定国」

事由とはならない。 一の品種又は特性により明確に区別されない品種についての品種登録出願、 出願者が前項の規定により優先権を主張した場合には、 ての品種登録出願、公表、譲渡その他の行為は、締約国出願日又は特定国出願日から品種登録出 から品種登録出願をした日までの間にされた当該出願 当該品種登録出願についての 品種 登録 品 種 がげる と同

一年以内に当該特定国出願に係る品種につき品種登録出願をする場合

### (出願公表)

が行われたとき)は、遅滞なく、次に掲げる事項を公示して、 農林水産大臣は、品種登録出願を受理したとき (前条第一 その品種登録出願について出願公表をしなければならない。(第一項の規定により品種登録出願の補正をすべきことを命じた場合にあっては、 その 正

- 品種登録出願の番号及び年月日
- 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 六五四三二一 出願品種の属する農林水産 植 物の 種 類
  - 出願品種の名称
  - 出願公表の年月日
- 前各号に掲げるもの  $\mathcal{O}$ ほ か、 必 要な事 項

## 品種の審

第十五 2 究機構」という。 林水産大臣は、 農林水産大臣は、 1。1 こせきむきによりによりでは、その職員に現地調査を行わせ、又は国立研究開発に出願品種の審査をするに当たっては、その職員に現地調査を行わせ、又は国立研究開発に上願品種の権物体の全部又は一部により、 上 帰 すいまし 一 出願品種の審査のために必要な出願品種の植物体の全部又は一部 )に栽培試験を行わせるものとする。ただし、出願品種の審査上その必要がないと認められる場 又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下 その他の資料の提 一合は、<br/> この限りでない。 出を命ずることができる。

3 林水産大臣は、 前項の規定による現地調査を関係行政機関、学校その他適当と認める者に依頼することができる。

4 经完試験 の項目、 試験方法その他第二項の栽培試験の実施に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

5 究機構は、 農林水産大臣の同意を得て、 第二項の規定による栽培試験を関係 行政機関、 学校その他適当と認める者に依頼することができる。

6 ることができる。 水産大臣は、 第二項の栽培試験の業務の適正 な実施を確保するため必要があると認めるときは、 研究機構に対し、当該業務に関し必要な命令をす

## (品種登録出願の拒絶)

第十七条 その出願品種が、 農林水産大臣は、品種登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その品種登録出願について、文書により拒絶しなけれ 第三条第一項、 第四条第二項、 第五条第三項、 第九条第一項又は第十条の規定により、品種登録をすることができないものである ればなら

- 二 その出願者が、正当な理由がないのに、第十五条第一 定による命令に従わないとき。 項の規定による命令に従わず、 同 条第二項の規定による現地調査を拒 み、 又は前 条第 項 の規
- 2 意見書を提出する機会を与えなければならない。農林水産大臣は、前項の規定により品種登録出願について拒絶しようとするときは、 その出願者に対し、 拒絶の理由 を通知し、 相 景 (T) 期間を指 定 して

### (品種登録)

第十八条 農林水産大臣は、品種登録出願につき前条第一項の規定により拒絶する場合を除き、 品種登録をしなければならない。

2 品種登録は、品種登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 品種登録の番号及び年月日

一 品種の属する農林水産植物の種類

四 品種の特性

こ 合重登录と受ける音の伝えては、五 育成者権の存続期間

、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

3 を公示しなければならない。 農林水産大臣は、 第一項の規定による品種登録をしたときは、 当 該品 種登録を受けた者に対しその旨を通知するとともに、 農林水産省令で定める事項

(育成者権の発生及び存続期間

第十九条 (略)

2 育成者権の存続期間 は、 品種登録の 日から二十五年 (第四条第二項に規定する品種にあっては、三十年)とする。

(育成者権の効力が及ばない範囲)

第二十一条 育成者権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一 新品種の育成その他の試験又は研究のためにする品種の利用

- その特許につき専用実施権若しくは通常実施権を有する者が当該特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、 登録品 **登** 輸出し、 録品種と特性により明確に区別されない品種を含む。以下この項において同じ。)の育成をする方法についての特許権を有する者 輸入し、若しくはこれらの行為をする目的をもって保管する行為 譲渡の申 又 出は
- 輸入し、 前号の特許権の消滅後において、同号の特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、 若しくはこれらの行為をする目的をもって保管する行為 又は当 該種苗を調整 į 譲 渡 0 申 出 をし、 譲 渡 輸 出
- ?をする目的をもって保管する行為 前二号の種苗を用いることにより得られる収穫物を生産し、 譲渡若しくは貸渡しの 申 出 [をし、 譲渡し、 貸し渡し、 輸出し、 輸入し、 又はこれ 6 の行
- 五. 前号の収穫物に係る加工品を生産し、 譲渡若しくは貸渡しの申出をし、 譲渡し、 貸し渡し、 輸出 į 輸入し、又はこれらの行為をする 目的 にをも つって

管する行為

- 2 農業経営において更に種苗として用いる場合には、 だされない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種(以下「登録品種等」と総称する。)の種苗を用いて収穫物を得、農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専用利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種を ばない。 ただし、 契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。 育成者権の効力は、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品 一録品種と その収得 収穫物を自己のにより明確に区 には
- 3 項の規定は、 農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗 を用いる場合は、 適用しな
- 当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗、 育成者権者、 為につい |録品種につき品種の育成に関する保護を認めていな て は、 専用利用権者若しくは通常利用権者の行為又は第一項各号に掲げる行為により登録品種等の種苗、 この 限りでない。 い国に対し種苗を輸出 収穫物又は加工品の利用には及ばない。 する行為及び当該国に対し最終消費以 ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、 収穫物又は加工品が譲渡され 外の目的 nをも つって収 穫物を輸 たときは 出 する 当

## 称を使用する義務等)

- 第二十二条 種の名称 登録品種(登録品種であった品種を含む。 以下この条において同じ。 )の種苗を業として譲渡の 申出をし、 又は譲渡する場 一合に は、 当 該 登
- 2 を業として譲渡の申出をし、 |録品種が属する農林水産植物の種類又はこれと類似の農林水産植物の種類として農林水産省令で定めるものに属する当該登録品種の名称(第四十八条第二項の規定により名称が変更された場合にあっては、その変更後の名称)を使用しなければならない。 又は譲渡する場合には、 当該登録品種の名称を使用してはならない。 以 外 0 品 種  $\mathcal{O}$ 種 苗

### (先育成 による通常利用

る育成者権について通常利用権を有する。 一十七条 録品種の育成をした者よりも先に当該登録品種 と同 0 品 種又は特性により明確に区別されない品種の育成をした者は、 その登録品 に係

#### (裁定)

- ときは、 当該登録品種等につき業として利用しようとする者は、当該登録品種の育成者権者又は専用利用権者に対し通常利用権の許諾につき協議を求め 登 録品 種等の利用が継続して二年以上日本国内において適当にされていないとき、 又は登録品種等の利用が公共の利益のため特に必 要で ある
- 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、同 項に規定する者は、 農林水産大臣の裁定を申請することができる。
- 3 利 を有する者に対し、 農林水産大臣は、 前項の規定による申請があったときは、その旨を当該申請に係る育成者権者又は専用利用権者その他その登録品種に関 文書をもって通知し、 相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 いことについて正当な理由がある場合は、 農林水産大臣は、 登録品種等につき利用がされることが公共の利益のため特に必要である場合を除き、 通常利用権を設定すべき旨の裁定をしてはならない。 当該登録品種等につき利用が適当にされていな
- 農林水産大臣は、
- 5 第二項の裁定をしようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 6 農林水産大臣は、第二項の裁定をしたときは、その旨を当事者及び当事者以外の者であってその登録品種に関し登録した権利を有するものに通通常利用権を設定すべき旨の裁定においては、通常利用権を設定すべき範囲並びに対価及びその支払の方法を定めなければならない。 知しな
- 8 前 頭の規定により当事者に第六項に規定する裁定の通 知があったときは、 当該裁定で定めるところにより、 当事者間に協議が成立したものとみな

## 権等の放棄

ければならない。

- は、これらの者の承諾を得た場合に限り、 育成者権者は、 専用利用権者、 その育成者権を放棄することができる。 質権者又は第八条第三項、 第二十五条第四項若しくは第二十六条第一項の規定による通常利 用権者 が あ るとき
- 2 することができる。 専用利用権者は、 質権者又は第二十五条第四項の規定による通常利用権者があるときは、 これらの者の 承諾を得た場合に限 り、 その専 用利用権 を放 棄
- 3 通 常利用権者は、 質権者があるときは、 その承諾を得た場合に限り、 その 通常 利用権を放棄することができる。

## (登録の効果)

- 第三十二条 次に掲げる事項は、登録しなければ、その効力を生じない。
- 育成者権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)、放棄による消滅又は処分の制
- 専用 利用権の設定、 移転 (相続その他の一般承継によるものを除く。)、変更、 消滅 (混同又は育成者権の消滅によるものを除く。 又は処分の制
- によるものを除く。)又は処分の制限 育成者権又は専用利用権を目的とする質権の設定、 移転 (相続その他の一般承継によるものを除く。 変更、 消 滅 (混同 で又は担 保 する債 消
- 3 2 常利用 項各号の相続その他の一般承継の場合は、遅滞なく、 権は、 その登録をしたときは、その育成者権若しくは専用利用権又はその育成者権についての専用利用権をその後に取得し続その他の一般承継の場合は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なけれ なければならない。 た者に対しても、

その効力を生ずる。

- 第八条第三項又は第二十七条の規定による通常利用権は、 登録しなくても、 前 項の効力を有する。
- 5 通常利用権の移転、 第三者に対抗することができない。 変更、 消滅若しくは処分の制限又は通常利用権を目的とする質権の設定、 移転、 変更、 消滅若しくは処分の制限 は、 登録し なけ れ

(書類の提出等)

第三十七条 とについて正当な理由があるときは、この限りでない。 ため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。 裁判所は、 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟においては、 当事者の申立てにより、当事者に対し、 ただし、 その書類の所持者においてその提出を拒むこ 当該侵害の行為について立証 する

- できる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることが
- 3 裁判所は、 めるときは、当事者等(当事者(法人である場合にあっては、その代表者)又は当事者の代理人(訴訟代理人及び補佐人を除く。)、使用人前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要

その他の従業者をいう。 であると認めるときは、 以下同じ。)、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

三項の規定は、 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証 皿の目的 の提示に ついて準 甪 する。

(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)

第四 百九号)第九十二条第一項の決定があった場合において、 1十二条 おいて同じ。)に対し、 .者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者 秘密保持命令が発せられた訴訟(すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、 その請求後直ちに、その請求があった旨を通知しなければならない。 当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、 (その請求をした者を除 民事訴訟法 かつ、その請求の手続を行 (平成八年法 第三項 律第

- 覧等をさせてはならない。 申立てがその日までにされた場合にあっては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、 前項の場合において、 裁判所書記官は、同項の請求があった日から二週間を経過する日までの間(その請求の手続を行った者に対する秘密保持命 その請求の手続を行った者に同項の秘密記載部分 の閲 令
- 3 ての同意があるときは、 前二項の規定は、 第一項の請求をした者に同 適用しない。 1項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第 一項 の申立てをした当事者 のす

(登録料)

定める額の登録料を納付しなければならない。 1十五条 育成者権者は、 第十九条第二項に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、三万六千円を超えない範囲内で農林水産省令で

- 2 頭の規 定 は、 育成者権 者が国であるときは、 適 用し
- 3 で定める登録料の額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなけ 第一項の登録料は、育成者権が国と国以外の者との共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、同 ればならない。 項の規定にかかわらず、 同 項 の農林 水産 省令
- 4 前項の規定により算定した登録料の額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 5 第一項の規定による第一年分の登録料は、第十八条第三項の規定による公示があった日から三十日以内に納付しなければならない
- 6 第一項の規定による第二年以後の各年分の登録料は、 前年以前に納付しなければならない。
- 前項に規定する期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であっても、 その期間 『の経過後六月以内にその登録料を追納
- 8 することができる。 前項の規定により登録料を追納する育成者権者は、 第一項 (の規定により納付すべき登録料のほ か、 その 登録料と同 額の割増登録料を 納付 なけ れ

ばな

第四 登録品種の植物体の全部又は一部その他の資料の提出を命ずることができる。 1十七条 農林水産大臣は、登録品種の特性が保持されているかどうかについて調査の必要があると認める場合は、 育成者権者又は専用 利用権者に

- 2 農林水産大臣は、 前項に規定する場合には、その職員に現地調査を行わせ、 又は研究機構に栽培試験を行わせるものとする。
- 3 第十五条第三項から第六項までの規定は、 前項の現地調査又は栽培試験に準用する。

### 最品種 の名称の変更

第四 を命ずることができる。 一十八条 申立てにより又は職権で、 農林水産大臣は、 登録品種の名称が第四条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する場合であることが判明したときは、 育成者権者に対し、 相当の 期間を指定して、 当該登録品種につい て同項各号のいずれにも該当しない名称を提出すべきこと 利害関係人

#### 2 • 3 ・略

#### 種 登録の取 消し)

第四 一十九条 農林水産大臣は、 次に掲げる場合には、 品種登録を取り消さなければならない。

- その品種登録が第三条第一項、 品種登録がされた後において、登録品種が第三条第一項第二号又は第三号に掲げる要件を備えなくなったことが判明したとき 第四条第二項、 第五条第三項、 第九条第一項又は第十条の規定に違反してされたことが判明したとき。
- 五四三二 種登録がされた後において、 育成者権者が第十条の規定により育成者権を享有することができない者になったとき。
  - 第四十五条第五項に規定する期間内に第一年分の登録料が納付されないとき。
- 第四 十 五 条第七項に規定する期間内に登録料及び割増登録料が納付されないとき。

- 第四十七 条第一項の規定により資料の提出を命じられた者が正当な理由なく命令に従わないとき。
- 項の規定により登録品種の名称の提出を命じられた者が正当な理由なく命令に従わないとき。
- 2 登録した権利を有する者に対し、相当な期間をおいて通知した上で行わなければならない。前項第一号から第三号まで、第六号又は第七号の規定による品種登録の取消しに係る聴聞は、 当該品種登録に係る育成者権に係る専 用 利用権者その他
- 3 とを求めたときは、これを許可しなければならない。前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十七条第一項の規定により前り 項に規定する者が当該聴聞に関する手 加
- 4 育成者権は、第一項の規定により品種登録が取り消されたときは、 さかのぼって消滅したものとみなす。 消滅する。 ただし、 次の各号に掲げる場合は、 育成者権は、 当該各号に定める時に

- 5 農林水産大臣は、第一項の規定による品種登録の取消しをしたときは、その旨を、三 第一項第五号に該当する場合 第四十五条第六項に規定する期間が経過した時二 第一項第三号に該当する場合 同号に該当するに至った時 第一項第一号又は第四号に該当する場合 品種登録の時 ば ならない。 当 該品 種登録に係る育成者権者に通知するとともに、 公示しなけ れ
- 6 第一項第四号又は第五 号の 規定による品種登録の取 消しについては、 行政手続法第三章 (第十二条及び第十四条を除く。 0) 規定は、 適用 な

登録についての審査請求の特則)

第 五 適 用 しない

- 通知した上で行わなければならない。 種登録についての審査請求の審理は、当該品種登録に係る育成者権者又は専用利用権者その他登録した権利を有する者一条 品種登録についての審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条の規定は、 登録した権利を有する者に 対 Ü 相 当 「な期 間 を お 11 7
- 3 なければならない。 行政不服審査法第十 一条第二項に規定する審理員 らは、 前項の規定により通知を受けた者が当該審査請求に参加することを求めたときは、 これを許 可

種登録簿への登録等)

第五 十二条 次に掲げる事項は、農林水産省に備える品 種登録簿 に登録する。

- 育成者権の設定、移転、 消滅又は処分の制限
- 育成者権、専用利用権又は通常利用権を目専用利用権又は通常利用権の設定、保存、 専用利用権又は通常利用権を目的とする質権の設定、
- 2 この法律に定めるもののほか、 品種登録及び品種登録簿に関して必要な事項は、常利用権を目的とする質権の設定、移転、変更、設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限 農林水産省令で定める。消滅又は処分の制限

第五 十五 品種登録に係る旨の表示 録品種の種苗を業として譲渡する者は、 (以下「品種登録表示」という。)を付するように努めなければならない。 農林水産省令で定めるところにより、 その譲渡する登 |録品種の種苗又はその種苗 の包装にその 種苗

## 一示の

第五 十六条

- 展示をする行為 登録品種以外の品種の種苗であって、その種苗又はその種苗の包装に品種登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したものの譲渡又は譲渡のための登録品種以外の品種の種苗又はその種苗の包装に品種登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為下、次に掲げる行為をしてはならない。
- 登録品種以外の品種の種苗を譲渡するため、広告にその種苗が品種登録に係る旨を表示し、 又はこれと紛らわしい表示をする行

## (指定種苗についての表示)

第五 る場合は、この限りでない。 十九条 掲示その他見やすい方法をもってその指定種苗につき第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項を表示する場合又は種苗業者以外の者が販売す 指定種苗は、その包装に次に掲げる事項を表示したもの又は当該事項を表示する証票を添付したものでなければ、 販売してはならない。

- 表示をした種苗業者の氏名又は名称及び住所
- 種類及び品種 (接木した苗木にあっては、 穂木及び台木の種類及び品 種
- 六五四三二 生産地

種子について は、 採 種の年月又は有効期限及び 発芽率

その他農林水産省令で定める事項

- 2 国名をもってこれをしなければならない。 前項第三号に掲げる生産地の表示は、国内産のも のにあっては当 該生産地の属する都道 府県名をもって、 外国産のものにあっては当 T該生産 地 0 属 する
- 3 上の特徴を識別するための表示が必要であると認められる指定種苗については、農林水産大臣は、その識別前二項に規定するもののほか、需要者が自然的経済的条件に適合した品種の種苗を選択するに際しその品 種苗業者が遵守すべき基準を定め、これを公表するものとする。 その識別のため表示すべき事項その他の当該表示に関いしその品種の栽培適地、用途その他の栽培上又は利用
- 農林水産大臣は、 前項の規定により定められた基準を遵守しない種苗業者があるときは、 その者に対し、 その基準を遵守すべき旨の勧告をすることが

## 令違反に対する過料)

十四条 第十五条第六項 (第四十七条第三項において準用する場合を含む。) 又は第六十四条の規定による命令に違反した場合には、 その違反行為を

した研究機構等の役員は、二十万円以下の過料に処する。

(名称使用義務等の違反に対する過料)

第七十五条 第二十二条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

〇 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)(於

7一編 総則

第五章 訴訟手続

第一節 訴訟の審理等

秘密保護のための閲覧等の制限)

第九十二条 録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下「秘密九十二条)次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、 きる者を当事者に限ることができる。 「秘密記載部分の閲覧等」という。)の請求をすることがでより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記

の当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。 訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、 かつ、 第三者が 秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、

訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。 第百三十二条の二第一項第三号及び第二項 にお

いて同じ。)が記載され、又は記録されていること。

2~5 (略)

第二節 専門委員等

(専門委員の関与) 第一款 専門委員

ない。

円滑な進行を図るため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、専門的な知見に基づく説明を第九十二条の二(裁判所は、争点若しくは証拠の整理又は訴訟手続の進行に関し必要な事項の協議をするに当たり、 ることができる。この場合において、 専門委員の説明は、 裁判長が書面により又は口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日において口頭 決定で、専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関 訴訟関係を明瞭にし、 でさせなけ 又は訴訟 展与させ 手続の ればな

で、証拠調べの期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。この場合において、証人若しくは当事 「本人の尋問又は鑑定人質問の期日において専門委員に説明をさせるときは、裁判長は、当事者の同意を得て、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明 裁判所は、 証 拠調べをするに当たり、 訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴い 決定

そ

瞭にするために必要な事項について専門委員が証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを発することを許すことができる。

3 おいて専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。 裁判所は、 和解を試みるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の同意を得て、決定で、 当事者双方が立ち会うことができる和解を試みる期日

(音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与)

第九十二条の三 送受信により同時に通話をすることができる方法によって、 るときは、当事者の意見を聴いて、 +者の意見を聴いて、同条各項の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所は、前条各項の規定により専門委員を手続に関与させる場合において、専門委員 専門委員に同条各項の説明又は発問をさせることができる。 専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認め 裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音 声の

(専門委員の関与の決定の取消し)

第九十二条の四 双方の申立てがあるときは、これを取り消さなければならない。 裁判所は、 相当と認めるときは、 申立てにより又は職権で、 専門委員を手続に関与させる決定を取り消すことができる。ただし、当事者

第九十二条の五 専門委員の員数 (専門委員の指定及び任免等)

第九十二条の五 専門委員の員数は、各事件について一人以上とする。

- 2 第九十二条の二の規定により手続に関与させる専門委員は、当事者の意見を聴いて、 裁判所が各事件について指定する。
- 3 専門委員は、非常勤とし、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
- 4 専門委員には、 別に法律で定めるところにより手当を支給し、 並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、 日当及び宿泊料を支給する。

(専門委員の除斥及び忌避)

2 第九十二条の六 専門委員について除斥又は忌避の申立てがあったときは、 第二十三条から第二十五条まで (同条第二項を除く。)の規定は、専門委員について準用する。 その専門委員は、 その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあ った事件

:の手続

に関与することができない。

(受命裁判官等の権限)

第九十二条の七 による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、 定の取消し及び専門委員の指定は、 受命裁判官又は受託裁判官が第九十二条の二各項の手続を行う場合には、 受訴裁判所がする。 第九十二条の二第二項の手続を行う場合には、専門委員を手続に関与させる決定の手続を行う場合には、同条から第九十二条の四まで及び第九十二条の五第二項 専門委員を手続に関与させる決定、 の規定 その

 $\bigcirc$ (聴聞の通知の方式) 行政手続法 (平成五年法律第八十八号) (抄)

第十五条 事項を書面により通知しなければならない。 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、 聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、 不利益処分の名あて人となるべき者に対し、 次に掲げる

- 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
- 不利益処分の原因となる事実
- 聴聞の期日及び場所
- 兀 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 2 3 (略)

( 参 加

第十七条 聴聞に関する手続に参加することを求め、 の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第二項第六号において「関係人」という。)に対し、当該注十七条(第十九条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分 又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

- 2 3
- $\bigcirc$ 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) (抄)

第十一条

2 は、総代の互選を命ずることができる。共同審査請求人が総代を互選しない場合において、 必要があると認めるときは、 第九条第一 項の規定により指名された者 (以 下 「審理員」という。

- 3 6 (略
- 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄)

別表第一 第二十四条、 課税範囲、 第三十四条―第三十四条の五関係) 課税標準及び税率の表(第二条、第五条、 第九条、 第十条、 第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、 第二十三条

一登記、登录、寺杵、免杵、杵可、忍可、忍定、旨定又よ支能証明の事項		-
名金 牛管 名言 管下 管久 才久了心才有遗居, C 事	言	和 22
一~十七 (略)		
十八 育成者権の登録(育成者権の信託の登録を含む。)		
(一) 育成者権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	育成者権の件数	一件につき三千円
その他の原因による移転の登録	育成者権の件数	一件につき九千円
権又は通常利用権の設定又は保存の登録	専用利用権又は通常利用	一件につき九千円
	権の件数	
<ul><li>三 育成者権、専用利用権若しくは通常利用権を目的とする質権の設定又は育成者権、専用利</li></ul>	債権金額	千分の四
用権、通常利用権若しくは当該質権の処分の制限の登録		
四 専用利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは育成者権を目的とする質		
権の移転の登録		
続又は法人の合併による移転の登録	育成者権、専用利用権又	一件につき千五百円
	は通常利用権(以下この	
	号において「育成者権等	
	」という。)の件数	
ロ その他の原因による移転の登録	育成者権等の件数	一件につき三千円
(五) 信託の登録		
イ 質権の信託の登録		千分の二
質権以外の権利の信託の登録	<b>数</b>	一件につき三千円
付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これ	育成者権等の件数	一件につき千円
七.登録の抹消 らの登録のうちにから伍までに掲げるものを除く。)	育战者権等の件数	一件につき千円
	(曲)	(曲)

0 立研究開 発法人農業 食品 産業技術総合研究機構法 (平成十一年 法 律第百九十二号)

究機構の目的

第四 以下「農業等に関する技術」という。)上の試験及び研究等を行うことにより、 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 (以 下 研 究機構」という。)は、 農業等に関する技術の向上に寄与するとともに、 農業及び食品産業に関する技術 (蚕糸に関する技術を含 生物系特定産業技 術に

2 研究機構は、前項に規定するもののほか、種苗法(平成十年法律第八十三号)に基づき適正な農林水産嬉関する基礎的な試験及び研究を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資することを目的とする。 行うとともに、優良な種苗の流通の確保を図るための農作物の種苗の検査並びにばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこ (平成十年法律第八十三号)に基づき適正な農林水産植物の品種登録の 実 施 を図るための 培試 験を

(業務の範囲

とを目的とする。

第十四条 研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、 次に掲げる業務を行う。

農業等に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定、検査(農機具についての検査に限る。) 並びに講習を行うこと。

家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。

試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。

原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。

六五四三二 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。

援助のうち政令で定めるものを行うこと。 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号) 第三十四条の六第一項の規定による出資並び に 人的及び 技 術 的

2 研究機構は、第四条第二項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

種苗法第十五条第二項及び第四十七条第二項の規定による栽培試験を行うこと。

農作物 (飼料作物を除く。) の種苗の検査を行うこと。

前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。

3 研究機構は、 前二項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

種苗法第六十三条第一項の規定による集取

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成十五年法律第九十七号) 第三十二条第一項の規定による立入り、

検査及び収去

4 究機構は、 前三項に規定する業務のほか、 これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、 林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究

 $\bigcirc$ 

苗法の特例

林漁業有 源 0 イオ 燃料 の原材料として 0) 利用 の 促 進に 関 する法律 (平成二十 年法律第 加十五

限る。 あるときは、 項 に規定する出願品種をいい、当該認定研 以下この項において同じ。)に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であって当該研究開 農林水産大臣 政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、 は、 認定研究開発事 業計 究開発事業計画における研 画 に従 べって行 わ れる研 完開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録完開発事業の成果に係る出願品種(種苗法(平成十年法律第八十 又は免除することができる。 (平成十年法律第八十三号) 発事業を行う認定 研 出 I願され たものに 匹 条

- その出 I願品 種の育成(種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次項第一号において同じ。)をした者
- 条において「使用者等」という。)が品種登録出願をすることが定められている場合において、 次項第二号において「職務育成品種」という。)であって、 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等(次項第二号において「従業者等」という。)がした同条第 契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同条第一項に規定する使 その品種登録出願をした使用者 一項に規定する職務 用者等 育成 以 下この 品 種
- 2 う認 について、 :認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。 農林水産大臣は、 定研究開発事業者であるときは、 wark ware ware produce the control of the control 認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る登録品種(種苗法第二十条第一項に規定する登 政令で定めるところにより、 登録料を軽減し、 又は免除することができる。 録 品種 を行 当
- 一 その登録品種の育成をした者
- がし 等がした品 その登録品 た品 種 登録 種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、 種が従業者等がした職務育成品種であって、 出 願 の出願者の名義の変更を受けた使用者等 契約、 勤 務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業 その品種登録出願をし た使用者等又はその従 業者
- 米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)(抄)

苗

法の特例

第十二条 限る。 るときは、 項 〈に規定する出願品種をいい、当該認定新品種育成計画における新品種育成事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録-二条 農林水産大臣は、認定新品種育成計画に従って行われる新品種育成事業の成果に係る出願品種(種苗法(平成十年法律第八十 以下この項において同じ。)に関する品種登録出願について、 政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、 その出願者 が次に掲げる者であって当該新品種育成事業を行う認定育成事業者 又は免除することができる。 (平成十年法律第八十三号) 出願され 第 四 たものに 条 であ

その

出願品種の育成

(種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。

次項第一号において同じ。)をした者

- て「使用者等」という。)が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等種(同号において「職務育成品種」という。)であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使 出 願 品 種が 種苗 法第八条第 一項に規定する従業者等(次項第二号において「従 業者等」という。)が育成した同条第一項に規定する職 ) 用者等 以 下この 条に 育 お成 い品
- 行う認定育成事業者であるときは、 について、 認 林水産大臣は、 定新品種育成計画 同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であって当該 :画における新品種育成事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この認定新品種育成計画に従って行われる新品種育成事業の成果に係る登録品種(種苗法第二十条第一項に規定する登 政令で定めるところにより、 登録料を軽減し、 又は免除することができる。 新品 項におい 録 品 てい 同じ。当 事業を
- 一 その登録品種の育成をした者
- 者等がし .業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従その登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は た品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等
- $\bigcirc$ 苗 域資源を活 用 た農 林漁業者 等による新事業 0 創 出等及び 地 域 Ô 農 林水産 物 の利用 促 進に関する法 律 (平成二十二年法律第六十七

政令で定めるところにより、 する品種登録出願について、 七 当該認定研究開発 農林水産大臣 認定 成果利用事業の実施期間 同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、 その出願者が次に掲げる者であって当該認定研究開発・ 研 究開 発• 成 果利 用事業の の終了日 から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。(果に係る出願品種(種苗法(平成十年法律第八十三号)第 成果利用事業を行う認定研究開発 (平成十年法律第八十三号) 第四条第一項に規 又は免除することができる。 以下この項に 成 果利用事 業 お いて同 者 定 たする出 あると 品 に関 種 を

- その出 .願品種の育成(種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。 次項第一号において同じ。)をした者
- て「使用者等」という。)が品種登録出願をすることが定められている場合において、 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等 (同号において「職務育成品種」という。) であって、 契約、 (次項第二号において「従業者等」という。)が育成した同条第一項に規定する職 勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用 その品種登録出願をした使用者等 者等 以 下この 条 務 に 育 成品 お
- 定による第 事 業の実 林水産大臣は、 施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。 るときは、 認定研究開発・成果利用事業の成果に係る登録品種(種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、 政令で定めるところにより、 登録料を軽減し、 又は免除することができる。 成果利用事業を行う認定 )について、 同法第四-当該認定<sup>27</sup> 十五条第一 研 究開 究開 発 項成 成 果の果利
- その登録品種の育成をした者
- 業者等が した品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、品種が従業者等が育成した職務育成品種であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらか 定めによりあらかじめ使用者等が品 その品種登録出願をした使用者等又はその従いじめ使用者等が品種登録出願をすること又は

○ 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)(抄)

(種苗法の特例)

第六十五条 定を適用 生計画について、 でする。 福島県知 事が、 内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、 第六十一条第二項第三号ロに規定する新品種育成事業 当該認定の日以後は、 (以下この条において「新品種育成事業」という。) 当該新品種育成事業については、 を定めた産 次項及び第三項 復興  $\mathcal{O}$ 

- 限る。 条第一項に規定する出願品種をいい、当該産業復興再生計画に定められた第四項の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに農林水産大臣は、前項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた新品種育成事業の成果に係る出願品種(種苗法(平成十年法律第八十三号)第四 政令で定めるところにより、 以下この項において同じ。)に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であって当該新品種育成事業の実施主体であるときは、 同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。
- その出願品種の育成(種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次号及び次項において同じ。)をした者
- 項第二号において「使用者等」という。)が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等(次項第二号において「従業者等」という。)が育成をした同条第一項に (同号において「職務育成品種」という。) であって、 契約、 勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等 規定する (以下この 号及び 育成
- 3 事 同 品 ·業の実施主体であるときは、 じ。)について、 種をいい、 農林水産大臣は、 当該産業復興再生計画に定められた次項の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。 同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であって当該新品 第一項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた新品種育成事業の成果に係る登録品種 政令で定めるところにより、 登録料を軽減し、又は免除することができる。 (種苗法第二十条第 以 一項に規定する登 下この項において 育成 録
- 一 その登録品種の育成をした者
- は 業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等 従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、 その登録品種が従業者等が育成をした職務育成品種であって、 契 約、 勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又 その品種登録出願をした使用者等又はその
- する。 項の産 業復興再生計画には、 第六十一条第二項第三号に掲げる事項として、 新品種育成事業ごとに、 当該事業の 目標及び実施期 間 を定めるも あと
- 5 方法 を記 .載した書面を添付しなければならない。 定による認定の申請には、 当該申請に係る産業復興再生計 画に定めようとする新品種育成事業を実施するために必要な資 金 の額及び そ 0)

○ 花きの振興に関する法律(平成二十六年法律第百二号)(抄)

(種苗法の特例)

限る。 あるときは、 に規定する出願品種を 以下この項において同じ。)に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であって当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者で 農林水産大臣は、 政令で定めるところにより、 いい、 認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願 当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに 同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。 品種 (種苗法 (平成十年法律第八十三号) 第四 条

その出願品種の育成 (種苗法第三条第一 項に規定する育成をいう。次項第一号において同じ。)をした者

条において単に 品種 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等 (同号において単に「職務育成品種」という。)であって、契約、 「使用者等」という。)が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者 (次項第二号において単に「従業者等」という。)が育成した同条第一 勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等 項 に規定する (以下この 職務育

う認定研究開発事業者であるときは、 該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。 )について、 農林水産大臣は、 同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であって当該研究開発事業を行 認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る登録品種(種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をい 政令で定めるところにより、 登録料を軽減し、又は免除することができる。 · い、 当

一 その登録品種の育成をした者

業者等がし その登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であって、 業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、 た品種 登 録 出願の出 願者の名義の変更を受けた使用者等 契約、 勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は その品種登録出願をした使用者等又はその従